

江東区営住宅条例及び江東区高齢者住宅条例の改正概要について

1 改正理由

江東区公営住宅等建替・集約事業による区営住宅及び高齢者住宅の名称及び戸数の変更等のほか、入居時等に必要としていた連帯保証人の規定を削除するための改正を行う。

2 主な改正内容

(1) 区営住宅の名称について

(建替前)	(建替後)
-------	-------

猿江一丁目アパート → 猿江住宅

大島五丁目住宅 → 大島住宅

(2) 高齢者住宅の名称について

猿江住宅を追記する。

(3) 連帯保証人の規定の削除について

区営住宅入居時等において届出を必要としていた連帯保証人について、居住の安定の観点から、規定を削除する。

3 施行日（予定）

令和6年8月1日から施行する。ただし、上記(3)は公布の日から施行する。

4 改正時期

令和6年第一回区議会定例会に提案予定